

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2333号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った一部開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

「平成29年度の「横浜市猫の不妊去勢手術実施証明書」のうち、市外登録動物病院が発行した文書」の2件の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2333号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2333	平成30年12月19日	平成31年1月30日	平成31年2月14日	平成31年3月15日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
2333	「平成29年度の「横浜市猫の不妊去勢手術実施証明書」のうち、市外登録動物病院が発行した文書」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>一部開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影及び猫の捕獲場所 <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため）</p> <p>条例第7条第2項第3号アに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物病院が特定できる情報（動物病院の名称、所在地、電話番号、FAX番号、獣医師氏名並びに動物病院印及び個人印の印影） <p>（開示することにより当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそ</p>	原処分妥当

答申 番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
2333		れがあるため)	

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
2333	<p>《横浜市猫の不妊去勢手術推進事業に係る事務について》</p> <p>横浜市猫の不妊去勢手術推進事業（以下「本件事業」という。）は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年3月横浜市条例第17号）の趣旨に基づき、横浜市内に生息する飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行うことを奨励し、飼い主のいない猫の減少及び周囲に対する危害、迷惑の未然防止を図り、併せて動物の愛護及び管理についての理解を深め、生活環境の保全並びに市民生活の安全を保持すること及び飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行う団体等を支援することを目的としている。</p> <p>本件事業は、横浜市内に居住している個人又は横浜市内の自治会・町内会であって、横浜市内に生息する飼い主のいない猫に登録動物病院（横浜市猫の不妊去勢手術推進事業に関する実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条の規定により登録を受けた診療施設（獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）で不妊去勢手術を実施し、その手術費用を支払った者が、申請手続をした場合に、当該手術費用を支払った者に対して実施要綱第9条に規定する金額の補助金（1頭につき5,000円（支払った手術費用の額が5,000円を下回る場合は当該支払った額））（以下「本件事業による補助金」という。）を交付するものである。</p> <p>本件事業による補助金の申請は、横浜市猫の不妊去勢手術補助金交付申請書に、本件事業の対象となる猫の不妊去勢手術（以下「本件事業対象手術」という。）を実施した登録動物病院が発行した横浜市猫の不妊去勢手術実施証明書（以下「手術実施証明書」という。）、領収書等を添付して、各区福祉保健センター生活衛生課又は横浜市動物愛護センターに実施要綱第10条第4項に規定する申請期限までに提出することにより行う。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、平成29年度の手術実施証明書のうち、横浜市外の登録動物病院で発行されたもの127通である。手術実施証明書は、申請者記入欄（申請者の氏名、住所及び電話番号並びに猫の個体情報（毛色・柄及び捕獲場所））、獣医師記入欄（猫の個体情報（性別、手術実施日等））、証明欄（証明日、動物病院の名称及び所在地並びに獣医師の氏名及び動物病院印又は獣医師印並びに当該手術実施証明書での証明頭数）及び受付印欄（受付印及び受付番号）で構成されており、本件審査請求文書の中には、上記に掲げる情報のほか、申請者印の印影、動物病院の電話番号、動物病院のFAX番号等の情報が含まれているものがある。</p> <p>実施機関は、本件処分により、本件審査請求文書のうち、申請者の氏名、住所、電話番号、申請者印の印影及び猫の捕獲場所を条例第7条第2項第2号に該当するとして、また、動物病院の名称、所在地、電話番号及びFAX番号並びに獣医師の氏名並びに動物病院印及び獣医師印の印影を同項第3号アに該当するとして非開示としている。</p> <p>本件審査請求において、審査請求人は、実施機関が非開示とした情報のうち、動物病院の名称（以下「本件審査請求部分」という。）の開示を求めているため、当審査会では、本件審査請求部分について判断することとする。</p> <p>《条例第7条第2項第3号アの該当性について》</p> <p>ア 実施機関は、獣医療法及び獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号）の規定により獣医師又は診療施設の業務に関する広告が制限されており、本件審査請求部分を公にすることにより、登録動物病院間の実績比較が可能となり、動物病院の競争上の地位その他正当な利益を害し、動物病院の経営に支障が生じるおそれがあるため、条例第7条第2</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2333</p>	<p>項第3号アに該当すると主張しているため、令和2年9月17日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 本件処分後に行った別の一部開示決定（以下「後続する一部開示決定」という。）において、本件審査請求文書に対応する領収書の一部を開示している。本件審査請求部分を公にすると、本件審査請求文書を当該領収書の情報と照合することにより、各登録動物病院における本件事業対象手術に係る費用の額が明らかになるため、各登録動物病院の本件事業対象手術に係る費用の額を比較することが可能となる。</p> <p>(イ) 本件事業対象手術に係る費用の額は、本件事業対象手術を実施する各登録動物病院が自由に設定できる。</p> <p>(ウ) 獣医療に関する広告については、獣医療法による制限があり、他の獣医師又は診療施設と比較して優良である旨を広告してはならないこととなっているが、猫の不妊去勢手術を行うことを広告すること及び猫の不妊去勢手術の実績を公表することは制限されていない。そのため、各登録動物病院における本件事業対象手術の実施件数や費用の額に関する情報を当該登録動物病院が自ら公表することや口コミ等により自然に広まることは構わないが、実施機関がこれらに関する情報をとりまとめて公にすると、相対的に本件事業対象手術の実施件数が多く、又は費用の額が低い一部の登録動物病院に予期せず本件事業対象手術の依頼が集中して、通常の診療業務に影響が生じ、当該登録動物病院の経営状況が悪化するおそれがある。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>実施機関は、本件審査請求部分を公にすると、本件審査請求文書を後続する一部開示決定においてその一部を開示した本件審査請求文書に対応する領収書の情報と照合することにより、各登録動物病院の本件事業対象手術に係る費用の額を比較することが可能となるため、実施機関が本件事業対象手術に係る費用に関する情報をとりまとめて公にすると同様のこととなり、その結果、一部の登録動物病院に予期せず本件事業対象手術の依頼が集中して、通常の診療業務に影響が生じ、当該登録動物病院の経営状況が悪化するおそれがあると主張する。</p> <p>当審査会で本件処分の一部開示決定通知書及び本件審査請求文書並びに後続する一部開示決定の一部開示決定通知書及び後続する一部開示決定に係る対象行政文書を見分したところ、後続する一部開示決定に係る対象行政文書が、本件審査請求文書のうち、どの手術実施証明書に対応する領収書であるかを特定することができた。当該領収書には、当該登録動物病院において実施した本件事業対象手術に係る費用の額が記載されており、本件審査請求部分を公にすると、本件審査請求文書を当該領収書の情報と照合することにより、各登録動物病院の本件事業対象手術に係る費用の額が明らかになることが認められる。</p> <p>この際、条例に定める開示請求権は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであるから、後続する一部開示決定においてその一部を開示した本件審査請求文書に対応する領収書の情報は、何人も通常入手し得る情報となる。</p> <p>本件事業対象手術は、横浜市内に居住している個人又は横浜市内の自治会・町内会からの依頼に基づき、横浜市内に生息する飼い主のいない猫に対して登録動物病院が実施するものであり、実施機関の説明によれば、本件事業対象手術に係る費用は各登録動物病院が自由に設定できるものであるから、その費用の額は、両者の私的な取引に関わる情報である。本件審査請求部分を公にすると各登録動物病院の本件事業対象手術に係る費用の額が明らかになる状況において、本件審査請求部分を公にすると、当該登録動物病院のあずかり知らないところで私的な取引に関わる情報である当該費用の額が公にされることとなり、当該登録動物病院の事業活動が損なわれるおそれがあると認められることができる。</p> <p>以上から、本件審査請求部分は、公にすることにより、登録動物病院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であると認められるため、本号アに該当する。</p> <p>《その他》</p>

答申 番号	判断の要旨
2333	<p>審査請求人は、公益社団法人横浜市獣医師会（平成25年3月までは社団法人横浜市獣医師会）が犬猫の不妊去勢手術助成事業を行っていた頃は、実施機関が平成26年6月16日付開示決定通知書で「平成22年度から平成25年度犬猫の不妊去勢手術助成事業動物病院別名簿」を特定し、その全部を開示していることから、本件審査請求部分を非開示とすることは判断基準に整合性がない旨主張するが、本件事業は、犬猫の不妊去勢手術助成事業とは事業の仕組みが異なるものであり、同列に論ずることはできない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR2.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

（イ及び第4号から第6号まで省略）

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小澤 将之	Tel 045-671-3881